

小金井市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成30年12月19日要綱第117号）

最終改正:令和7年3月19日要綱第35号

改正内容:令和7年3月19日要綱第35号 [令和7年4月1日]

○小金井市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

平成30年12月19日要綱第117号

改正

令和7年3月19日要綱第35号

小金井市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき小金井市（以下「市」という。）が行う指導及び監査について、必要な事項を定めるものとする。

（指導及び監査の目的）

第2条 指導及び監査は、障害者総合支援法、児童福祉法及び東京都（以下「都」という。）又は市の条例等で定める最低基準、指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保、自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、障害者及び障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（指導方針）

第3条 市長は、障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行う。

（指導の形態）

第4条 指導の形態は、次に掲げるものとする。

- （1）指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行うもの（以下「集団指導」という。）
- （2）指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所又は施設において、一般指導（市が単独で行うものをいう。）又は合同指導（市が都等と合同で行うものをいう。）の方法により行うもの（以下「実地指導」という。）

（指導対象の選定）

第5条 市長は、重点的かつ効率的な指導を行うため、指導の形態に応じて、別表に定める指導対象の選定基準に基づいて対象の選定を行う。

（指導の実施方法等）

第6条 集団指導の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

- （1）市長は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ当該集団指導の実施日、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。
- （2）自立支援給付に係る費用等の請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

2 実地指導の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

- （1）市長は、実地指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ当該実地指導の根拠規定、実施日、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。ただし、市長が必要と認める場合には、指導の開始時に文書により通知することによって行うことができるものとする。
- （2）基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式で行う。
- （3）市長は、指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により障害福祉サービス事業者等に指導結果を通知する。
- （4）市長は、当該障害福祉サービス事業者等に対して、前号に規定する通知により改善を指摘した場合は、当該通知の発送日から30日以内に、改善報告書の提出を求めるものとする。

3 市長が必要と認めるときは、障害者総合支援法第11条の2の規定により、前項の実地指導及びこれに係る事務の一部を同条の指定事務受託法人に委託することができるものとする。

（指導後の措置）

第7条 市長は、実地指導の結果、指摘した事項について改善が不十分な障害福祉サービス事業者等については、必要に応じて再度実地指導を行う。

2 市長は、実地指導の結果、第9条に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに次条から第10条までの規定により監査を行う。

3 市長は、実地指導の結果、障害福祉サービス事業者等のサービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付に係る費用等の自主返還等を行うよう指導する。

（監査方針）

第8条 市長は、障害福祉サービス事業者等のサービス内容が不当である場合、自立支援給付に係る費用等の請求の経理面に不正が疑われる場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足る場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行う。

（監査の選定基準）

第9条 監査は、障害福祉サービス事業者等が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた場合に行うものとする。

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 度重なる実地指導によってもサービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に改善が見られないとき。
- (5) 正当な理由がなく実地指導を拒否したとき。

（監査の実施方法等）

第10条 市長は、原則として、監査を実施する前に自立支援給付に係る費用等の請求等による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、障害福祉サービス事業者等のサービスを受けた障害者又は障害児の保護者に対する聞き取り調査を行う。

- 2 市長は、前条各号に掲げる事項の確認について必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し監査実施通知を交付した上で、報告又は帳簿書類の提出もしくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、又は当該障害福祉サービス事業所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。
- 3 市長は、障害福祉サービス事業者等に対し監査を行う場合は、事前に監査を行う旨の情報を都に通知するものとする。ただし、都と市が同時に監査を行う場合には、通知を省略することができる。
- 4 市長は監査後、監査調書を作成する。
- 5 監査体制は、2人以上の職員により実施する。

（勧告）

第11条 市長は、監査の結果、障害福祉サービス事業者等が障害者総合支援法第51条の28第2項各号又は児童福祉法第24条の35第1項各号に該当すると認められた場合は、障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、基準等を遵守するよう文書により勧告することができる。

- 2 市長は、障害福祉サービス事業者等が前項の勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、第1項の勧告を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、期限内に文書により報告を求めるものとする。

（命令）

第12条 市長は、前条第1項の勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が正当な理由なく当該勧告に係る措置を取らなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を取るべきことを命令することができる。

（指定の取消し等）

第13条 市長は、監査の結果、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「相談支援事業者等」という。）が障害者総合支援法第51条の29第2項各号又は児童福祉法第24条の36各号のいずれかに該当すると認められた場合は、当該相談支援事業者等の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力の停止（以下「指定の取消し等」という。）をすることができる。

- 2 市長は、指定の取消し等を行った場合は、小金井市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年規則第26号）第4条の規定により相談支援事業者等に通知する。

（聴聞等）

第14条 市長は、障害福祉サービス事業者等に対し、勧告、命令又は指定の取消し等（相談支援事業者等に限る。）の処分を行う場合は、監査後、当該障害福祉サービス事業者等に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により、聴聞又は弁明の機会を付与する。

（経済上の措置）

第15条 市長は、監査の結果、サービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項により不正利得の徴収を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により不正利得の徴収を行うときは、障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により、返還金に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。
- 3 サービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

（関係機関との連携等）

第16条 指導及び監査の実施に当たっては、都、他の関係機関等との連携を図り、効果的に実施するよう努めるものとする。

（指導及び監査情報の提供）

第17条 指導及び監査に関する情報は、関係部課のほか、必要に応じて東京都等へ提供する。

- 2 指導及び監査の結果に係る事業所等の名称、指摘事項、改善状況等の情報については、今後の障害福祉サービス事業者等への指導等に支障があると認めた場合を除き、市ホームページに掲載することにより、市民へ広く提供する。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年12月19日から施行する。

付 則（令和7年3月19日要綱第35号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

指導対象の選定基準

指導の形態	選定基準
集団指導	(1) 基準等に定めるサービスの取扱い、自立支援給付に係る費用等の請求内容、制度改正内容、過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。 (2) その他集団指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等
実地指導	(1) 通報、苦情の申立て、自立支援給付等の請求の状況等により、その運営の状況を確認する必要があると認められる障害福祉サービス事業者等 (2) 過去の実地指導において、指摘事項の改善が図られていない障害福祉サービス事業者等 (3) 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な障害福祉サービス事業者等 (4) 事業開始後実地指導を実施していない障害福祉サービス事業者等 (5) 業務管理体制の整備に関して必要があると認められる障害福祉サービス事業者等 (6) その他実地指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等